

第 年 月 日 有 効 期 間 令和7年10月1日から
8年3月31日まで

許可証

(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)

静岡県知事



住 所	
氏 名 (法人の名称)	
生 年 月 日 (代表者の氏名)	
鳥獣等の種類 及び 数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
捕獲等又は採取 等の後の処置	
条 件	

注 意 事 項

- この許可証は、捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。
- この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、静岡県知事に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。
- 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13項の報告とすることができる。
- 捕獲等又は採取等した場所欄には、静岡県鳥獣保護区等位置図に示すメッシュ番号(3桁)を記入すること。

報 告 欄				
捕獲等又は採取等した場所	鳥獣等の種類	捕獲等又は採取等した数量	処置の概要	備 考
731	イシシ	11	埋設	R.8.3.20
733	イシシ	2	自家消費	
754	ニホンジカ	11	埋設	R.7.10.28 R.8.3.5
755	ニホンジカ	5	「	

補記の例

申請日前1年以内で
自分が従事した日を
手書きする。

第 年 月 日 有 効 期 間 令和7年10月1日から
8年3月31日まで

従事者証

静岡県知事



住 所	
氏 名	
生 年 月 日	

注 意 事 項

- 従事者証は、鳥獣の捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- 従事者証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。
- 許可を受けた者は、この従事者証を、その効力が失われた日から30日以内に、静岡県知事に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。

許 可 の 内 容

許可証の番号	
法人の名称	
鳥獣等の種類 及び 数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
条 件	